

## 市民福祉委員会会議録

### 1. 開催年月日

令和4年10月14日 開会 10時00分 閉会 11時22分

### 2. 開催場所

委員会室

### 3. 出席委員名

多賀信祥 上野安是 原田敬久 荒木謙二  
三宅文雄 佐藤 豊

### 4. 欠席委員名

なし

### 5. その他の会議出席者

(1) 議長 大滝文則

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	市民生活部長	久安伸明
健康福祉部長	沖津幸弘	市民生活部次長	藤井清志
健康福祉部次長	片井啓介	健康福祉部参与	谷本充浩
芳井支所長	梶井克也	美星支所長	藤井義信
市民活動推進課長	毛利恵子	子育て支援課長	片山恭一
健康医療課長	中新純史	環境企画課長	朝原博幸
健康福祉部参事	川上益史	甲南保育園長	阪谷佳美
芳井保育園長	三宅弘美	病院事務部事務長	亀田博行
病院総務課長	松山昌史	総務課長補佐	西本晴雄
福祉課長補佐	藤田昌巳	戸籍住民係長	片山麻理

(3) 事務局職員

事務局長	和田広志	次長	藤井隆史
主任主事	中畠大輔		

## 6. 傍聴者

- (1) 議員 沖久教人、三宅孝之、柳原英子
- (2) 一般 0名
- (3) 報道 2名

## 7. 発言の概要

**委員長（多賀信祥君）** 皆さん、おはようございます。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 皆さん、おはようございます。

朝晩めっきり寒くなってまいりました。日中はまだ気温が大分上がっているようでありますけれども、もういよいよ本格的な秋を迎えようとしております。本当、過ごしやすい季節となります。とは言いながらも、季節の変わり目と申しますのは何かと体調を崩しやすい時期でもありますので、皆様方におかれましてはくれぐれもお体をご自愛いただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症のお話でございますけれども、先般岡山県におきましては全数把握の見直しといったものを取り組んでおられます。その影響によりまして、まずは保健所の感染者の方々に対する関わりが変わっておりまして、以前は感染者全て保健所がケア、関わっておりましたけれども、現在は、65歳以上の方ですとか入院をしなくてはいけない人、また基礎疾患とかがありまして重症化のリスクがある人のみ保健所がケアをする、それ以外の感染者の方につきましてはご自分で自宅療養サポートセンターというところへ登録なり相談なりをして指示に従うということになっております。

それから、変更点でもう一件ありますのは、感染者数の公表のやり方が、今までは岡山県でいいますと27市町村全てそれぞれ今日は何人といった公表をしておりましたけれども、もうその公表をやめまして、岡山市ですとか倉敷市、またあとは所管する保健所単位での公表ということで、新型コロナウイルス感染症の関係は大きく取扱いが変わってきております。

現在の状況、岡山県とか広島県は、新聞で見ますと、どうも高止まりをしているなということを感じています。それから、おまけに、この井原を管轄しております備中保健所管内の感染者数が県内で結構多いということがあります。しっかりと感染予防に努めないといけないなということ改めて思ったところであります。

そういった中、市内の医師会の先生方のおかげをもちましてワクチン接種のほうは順調に

推移をしているところではありますが、ここに来て問題となっておりますのがオミクロン株に対応するワクチンの接種なんですけれども、これを打とうとすると、12歳以上でなおかつ1、2回目の接種を終わった人が打てるということになっております。ところが、国のほうでは、その1、2回目の接種する従来型のワクチンについてはもう年内で供給をやめるということを打ち出してしております。そういうことになりますので、オミクロン株対応のワクチンを打ちたいと思われている方はなるべく早く、1、2回接種を打ってない方は早めの予約をお願いしたいということで、今しっかりと周知に努めているところであります。

次に、これも問題なのですが、マイナンバーカードのお話であります、それこそ昨日、今日の新聞に立て続けに載っております。健康保険証の廃止を24年の秋、ですからもう再来年の秋には紙の保険証を廃止しますよ。それから、今日の新聞には、免許証の一体化も前倒しでやりますよといったことをデジタル担当大臣さんがおっしゃられております。

ただ、背景には、全国的に見ても交付率はまだ5割に行っていない状況で、また本市におきましてはもっと悪い状況であります。何とか交付率を上げなくてはいけないということで、それこそ取得促進事業ということで今議会に補正予算をお願いをしているところであります。

それから、民間の取組としては、携帯電話ですね。携帯のショップでも無料でそういったサポートをしていただけるといった制度もあるところであります。岡山県内の自治体で、郵便局と連携をして申請の取組をしているところがあると聞いております。そういったこともしっかり研究して、なるべく市役所に来なくても申請ができるような、要は入り口を広げる取組もしっかり今後、研究、検討していかないといけないと思っているところであります。

そういった中、本日は市民福祉委員会を開催いただきまして、皆様方におかれましては、何かとご多用の中をお繰り合わせご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、所管事務調査事項が1件、請願が1件ということでございます。なお、お手元に本定例会報告事項をお配りしております。後ほど、お目通しのほうをよろしく願いを申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

〈請願第4号 精神保健医療福祉の改善に関する請願〉

委員長（多賀信祥君） それでは、紹介議員の説明を求めます。

委員（原田敬久君） 皆さん、おはようございます。

このたび岡山県医療労働組合連合会執行委員長西崎克江さんが提出されました請願の趣旨説明をさせていただきます。

件名につきましては、精神保健医療福祉の改善に関する請願であります。

私の周りには複数の精神障害者の方がいらっしゃいます。その方の何名かとは非常に親しくお付き合いをさせてもらっております。ところが、ある方が、精神科の病院に通院していること、これをひた隠しているって言うんです。理由を聞きましたら、周りから変な目で見られる、あの人はちょっとおかしいんじゃないかと言われる、それがすごく気になるとおっしゃっていました。

精神障害者の方に対する偏見ですとか誤解ですとかは、大分薄くなったように感じております。しかし、まだまだ完全に消えたとは思いません。その理由の一つが長期入院というやつなんです。

請願趣旨の上から6行目をご覧ください。

読み上げます。

疾患の治療というよりは、精神障害者から社会を守るという日本に固有の誤った観念が精神疾患に対する差別と偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期にわたる社会的入院や隔離、身体拘束などの人権侵害を引き起こして、国際的にも非難を浴びております。

つまり、精神障害の方には何かやらかすんじゃないか、法律に触れることをするんじゃないか、だったら社会から切り離して病院に入院すればいい、そういう考えが日本にはまだあるんです。

調べてまいりました。古い数字で申し訳ありません。2017年10月、5年前の数字です。

この段階で27万8,000の方が入院をなさっています。そのうち1年以上にわたって入院されている方が17万1,000人おられます。約62%です。多くの方は、太陽の光を浴びないまま一生を終えるという方も当然いらっしゃるでしょう。

それでは、精神科病院で何が行われているか、これも調べてまいりました。

隔離室です。一般病棟とは遠く離れたところにもう隔離してしまう、あるいは閉鎖病床というらしいです。家族の方にも会えない、その場所から外に出ることもできない、身体拘束。動けないようにベッドに縛りつけるということでしょうか。強制的に薬を飲ませる。まさに人権を全く無視したひどい扱いが行われたこともあるそうです。

私はよく日本国憲法を引き合いに出します。13条が大好きなんです。この内容は、みんな違ってみんないいなんです。心の病気を抱えている方にこんなひどいことをするのは、大げさですが、憲法違反だと私は考えます。

驚いたことがあります。日本には精神保健福祉法という法律があります。この法律で、強制入院とかあるいは隔離、これを認めているんです。法律が差別を後押ししているんです。こんなことが絶対許されてはいけないと私は考えます。

今年の9月、スイスのジュネーブで国連の委員会と日本政府が対面調査をしております。日本は2014年、障害者権利条約を結んでおります。まず、国連の委員さんから日本の精神医療に対して猛烈な批判があったと聞いています。その上で特に強調されたのは、生活の拠点を施設から地域に移す地域移転、これが最も大事だということです。

障害者基本法にはこう書いてあります。障害のある人、みんながどこで誰と暮らすか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること、これが大事だと。私も全くそう考えます。

先ほど申し上げましたが、心の病気で差別、偏見、誤解に苦しんでる方はいっぱいいらっしゃいます。ある方は、どうして僕はこんなことになっちゃったんでしょう、治るんですかと真剣に訴えられました。自分を責めたり苦しんでいる方もたくさんいらっしゃいます。

この法律には共生というものがでてまいります。共に生きるです。障害があるから特別扱いするのじゃなくて、同じ目線で同じ立場で暮らしていこうということだと考えます。

請願の趣旨につきましては、ぜひ忌憚のないご意見をよろしくお願いします。そして、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

**委員（佐藤 豊君）** 請願の趣旨の中の、先ほど原田議員のほうからも説明があったんですけども、諸外国に比して半世紀以上の後れというところがあります。具体的には、日本と諸外国とのどういったところが半世紀もの、医療的というのか、精神障害の病気を持たれる方との触れ合い、コミュニケーション、また地域生活の中でどのような諸外国との隔たりがあるというふうに認識をされておられますでしょうか。

**委員（原田敬久君）** 先ほど申し上げましたが、諸外国では、地域に溶け込んで一緒に暮らしていきましょう、これが大原則なんですね。日本の場合は、なかなかその偏見がなくなる。だから、社会から切り離してやっていこう、それがずっと続いていたということになっているんですね。最近になって、国連の勧告もあって、それはよくないんじゃないかという意見もありますが、私たちの意識がそうさせたんじゃないかと考えております。

**委員（佐藤 豊君）** 今言われたことも分からないことはないのです。

私たち議員という立場では、様々な相談事を持ちかけられます。そうした中で、精神的な病気を抱えている家族の方からも相談を受けたりします。そういった方々のお話を聞きますと、私の実体験した一例ですけれども、お父さん、お母さんがもう80以上になって、それからその病気を持たれる方の食事、それから1人で生活をさせていたんですけども、今は住

んでないところに1人だけ住まわられていたんですけど、そこに毎日食事を持っていく。食事を置いて帰るんですけども、なかなか手をつけてない日もある。そういったことがもう365日あるわけですよ。そうした中で、壁をたたいたり、時々大きな声を出したりすると、隣のお宅に、隣接しとるわけですから、保護者とすれば、ご迷惑をかけると、また大きな問題を起こしてはいけないから、そういう心痛によって、保護者自体も毎日安穩の生活ができない。そういった状況の中で、どうにかその子供さんを施設のほうに受け入れてもらえるような取組はできないでしょうかというご相談を受けたわけですけども、健康医療課のほうで親切に対応していただきまして、その方は施設のほうへ入られたわけですけども。

様々な思いで、原田委員が言われるように、地域で理解を持っている人もおられるけど、偏見的な思いを持っている、様々おられて、様々な実情があるわけですよ。そういった中で、この話を聞くと、統一的な物差しでこれ以上に持ち上げてくださいというような趣旨だというふうに思うんです。だから、医療レベルも上げてください、医療関係者の生活水準も上げてくださいという、統一的なことで本当に物事が解決するのかなというようなことを、今回の請願を読ませていただいて感じたところなんですけども、その辺のことはどのように思われていますでしょうか。

**委員長（多賀信祥君）** 家族の負担なんかも考えられて考慮された請願になっているかどうかということですね。

**委員（佐藤 豊君）** そう、そう、そういうことです。

**委員（原田敬久君）** 今佐藤委員さんがおっしゃったことなんですけれど、家族のご負担ということにつきましては、家族の同意ですか、お気持ちがあって入院するという、これは全く問題ないと思うんですね、ご本人も納得してなら。だけど、私が問題にしているのは、もう力づくでというやつなんですよ、ご本人の気持ちや思いを全く無視して。そういう方がたくさんいらっしゃる。これはよくないんじゃないかってことなんです。

それから、一括してということもおっしゃいましたけど、難しい面はあるかもしれませんが、これについては国なり自治体がきちんと責任を持ってもらいたいなというふうに考えているんです。少なくともこの井原市でそういう受入れ体制ができないのかという気はしております。

答えになっていないかもしれませんが、以上でございます。

**委員（佐藤 豊君）** ほかの人の意見を聞いてください。

**委員（三宅文雄君）** 請願項目の2で、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うというふうな項目があります。いわゆる国というのがこのところには出てるんですけども。それから、3項目めの途中からの、精神

保健医療福祉予算の拡充や職員の雇用保障、教育、研修を国が責任を持って行うということ、この項目に書かれとていふんですけれども、この国が行うこととていふことを上げられていふことは、どういふ前提に立って国が行うこととていふふうには上げられていふんでしょうか。

**委員（原田敬久君）** すいません、この件につきましては勉強不足です。後で陳述者の方に意見を求めたいと思います。申し訳ありません。

**委員（荒木謙二君）** 請願項目の4つ目の新型コロナウイルス感染症の拡大によって新たな生活様式とていふのは、今現在なっているというふうには思いますが、メンタルヘルス対策を早急に講じるというふうなことを上げられております。メンタルヘルスとは具体的にはどのようなものを指されているのか示していただけだと思います。

**委員（原田敬久君）** この件につきましては、先ほど意見陳述者の方に説明をお願いいたしますと申し上げとききました。ですから、そちらのほうでよろしくお願ひします。

**委員（荒木謙二君）** はい。

〈なし〉

#### ～休憩中、市民福祉委員会協議会開催～

**委員長（多賀信祥君）** それでは、この請願について皆さんから採択、不採択等のご意見を求めます。

**委員（三宅文雄君）** 先ほど請願者からお話を聞いたり、それから紹介議員からもお話をお聞きしました。社会的な流れとしては、差別とか、そういった話も出ましたけれども、流れ的にはそういった流れにはなっているというのは私も報道等では承知しているのですけれども、現実的な問題として、果たしてそういったことを一気に我々の身近でそういったことができるのかなというの、ある程度段階を踏んでいかなければいけないのではないかなというふうには考えます。

それから、社会全般として障害者を受け入れるというの、それだけの、先ほど話にも出ましたけれども、理解を深めるという、それからそういった方々の支援をどうしていくかと、いろいろ理解をした上でのことではないとなかなか、急激にほんなら国に願ひするとか、現状はこの地方で行われているようなことを、予算的なことは別としても、一気に、国へ対する請願というの、これはええことではないかなと思いますけれども、現段階では少し厳しいのではないかなということで、私は不採択ということでお願ひしたいと。

**委員（原田敬久君）** 三宅委員がおっしゃいましたが、これ、いきなりは絶対に無理です。ですから、段階的というのも、そこは賛成いたします。地域の理解を得るのが大変。これもそうなんです、私自身が接していて、いや、この人何なのって思うことがあったんですね、正直言って。自分なりに調べて、ああ、なるほどかと、この人は心の病気があるのだというふうに気づいて、それからはもう普通に接することができるようになったんですが、研修、教育も大事ですけど、その方のお気持ちの問題もかなりあるのかなという気がいたします。

本当、身の回りに苦しんでいる方がいっぱいいらっしゃいます。私は、ぜひ賛成で採択をお願いいたします。

**委員長（多賀信祥君）** 採択、不採択のご意見が出ましたが、ほかにございませんか。

〈なし〉

**委員長（多賀信祥君）** それでは、挙手により採決いたします。

ここで事前に宣告いたします。挙手されない委員は、不採択とみなします。

お諮りいたします。

請願第4号 精神保健医療福祉の改善に関する請願は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

〈採決 不採択〉

**委員長（多賀信祥君）** 以上で請願の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

**委員長（多賀信祥君）** 本日の所管事務調査事項は、高齢者に対する福祉施策についてあります。

このほかに不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきと思われる提案が

ございましたら、ご発言願います。

〈なし〉

〈高齢者に対する福祉施策について〉

〈所管事務に関する執行部からの報告〉

**委員（佐藤 豊君）** 今の9月時点で1, 106人というのは2割になった人ということでしょうか。

**市民生活部次長（藤井清志君）** 2割になられた方が1, 106人ということでございます。

**委員（佐藤 豊君）** 以前、敬老祝金のことで答弁をいただいたときに、不採択ということで継続して今現状があるわけですが、敬老祝金を減額して、余ったといたらおかしいですが、お金を高齢者福祉のほうに活用したいというような答弁だったというふうに思うんですが、その時点では、その高齢者福祉のほうに使いたいという思いの中でどういったことに使われるという思いを持たれていたのか、ただただそのお金は高齢者福祉のほうという大まかな範囲での答弁だったんでしょうか、具体的にその辺のことをお知らせ願えればというふうに思いますが。

**健康福祉部長（沖津幸弘君）** あの当時にも発言を当時の担当部長のほうからあったと思いますが、老人クラブの活動も今、他市に比べて人数が逆に増えていたりして活動が活発化しているんで、そういうところへ使いたいなど。それから、もちろん、老人関係の福祉費も需要が伸びております。費用が伸びております。そういうところへも使っていく。ここで福祉基金等々の見直しがあれば、その中でも検討していくというふうにお答えしとったと思います。

**委員（佐藤 豊君）** その時点ではそういった思いじゃったわけですが、今後もその思いは一緒ということでしょうか。変化は何か考えられたんでしょうか。

現状的には存続しとるわけですが、今後どういう流れになるか分かりませんが、減額したということを想定した場合には、その想定した減額分の余剰金というものを、残ったお金は今後は、前回と同様の老人クラブ等々の活動助成に活用するのか、その趣旨というのは変わらないのか。

我々も議員もいろいろ話はしたんです。今回こういった資料を出していただいて議論する

ということは、今後、高齢者福祉の拡充を考えたときに、今のままでその敬老祝金がいいんだろうかというようなことは議論した中で、今回具体的に行政としてはどういう思いでおられるのかということは把握しとかなければいけないというようなことで、今回、こういうふうな所管事務という形で取り上げさせていただいておりますが、その辺の趣旨があればお聞かせ願いたいというふうに思いますが。

**副市長（猪原慎太郎君）** その当時のやり取りで、急な話もありましたので、全てを思い出していないというところはあるんですけども、福祉基金、福祉事業というものを井原市独自で行っております。当然、それ、原資は福祉基金という基金でありますけれども、それこそ今回補正予算で積み増しをお願いしておりますけれども、それがなければ数年後には枯渇ということが見えている状況であります。そういった中で、いろんな基金がありますけれども、福祉に関する基金というのは優先順位は高いだろうと私は思っております。それに関しまして、先ほど部長のほうから、敬老祝金を減額することによって得た財源を福祉金のほうへ充当していく、高齢者福祉に使っていくということがありました。部長説明のとおり、将来的にそれは必要なことと思っておりますし、敬老祝金の見直しっていうものは当然将来的にやらなければいけないものということには何も変わっておりませんが、慎重な対応、それから丁寧な説明というものが不可欠だろうと思っております。現時点で、そういった方々、そういった関係団体に対して慎重な対応、丁寧な説明はまだできていない状況でありますので、近々に見直しといったことが皆さんに申し上げられる段階では今はないということでご理解をいただきたいと思っております。

**委員（佐藤 豊君）** 終わります。

**委員（三宅文雄君）** 今佐藤委員のほうから敬老祝金のことでお話がされたんですけども、これはだから100歳で10万円、それから88歳で5万円という、この金額が設定された当時のいきさつというのか、そこら辺がもし。いうのが、このたびもそうですけれども、近隣市町あるいは県内の状況等も勘案されての、井原市は高過ぎるというふうな説明があったというふうに思いますが、どういった経緯で100歳が10万円、88歳が5万円という金額に設定ができたのかということをもしご存じであれば教えていただきたい。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** すいません、当時の資料を持ち合わせてございませんので、経緯はここでは申し上げられません。

**委員（三宅文雄君）** 当然、当時のこの金額の設定に当たっては、近隣市町あるいは県内の他市町の状況も判断した上での金額の設定ではないかなというふうに私は理解しております。だから、その当時の執行部の方が検討された上でこういった金額が設定されたのではな

いかなというふうに思っております。だから、井原市は井原市の単独のお考えというのか、高齢者に優しい市であるというふうなことを市民の皆さんにも知ってほしいし、じゃから高齢者に対する、今までに井原市の発展のためには尽力されてきたという功労なんかを含めての金額の設定をされたのかなというふうには私は理解されておりますので、その辺がもし分かればお聞きしたかったんですけども、もし分からなければもうしょうがないということ

で。

じゃあ、ほかの件でよろしいですか。

敬老祝金の件についてそういうことですけども、最初の敬老会事業補助金の執行状況についてということで、これは地区割りが16地区になっておりますよね。先ほど、それで次長の説明では何か小学校区ということで、小学校区は13小学校区じゃないかなというふうに思うんですけども。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** 井原と美星は純粋な小学校区です。芳井が、芳井地区と共和地区、それから明治地区と三原地区、旧小学校がございました、この単位でございまして、合わせて16ということになります。

**委員（三宅文雄君）** それは理解いたしました。

それで、次のその右の欄の実績精算ということで、精算額で三角マークは年によったら横へ小さくあったりしているんですけども、そこら辺は我々とすればどういうふうに理解をすればいいのでしょうか。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** 文字どおり、実績でございます。最初は見込みでこの金額ということで、人数割と地区割りで計算しております。実際に記念品を買われたりとか式典をされるときの経費、こういった辺り、実績が当然出てまいりますので、その精算という形になります。それで、マイナスということになっています。

**委員（三宅文雄君）** ということは、年によって、例えば元年度だったら5,252円が余ったということですよ。令和2年では122万円も余ったということですよ。帳尻は大体同じぐらいなっているんですけども、そこら辺がどういうことでこのようになったのかというのを教えていただけますか。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** 令和2年度の大きなマイナスとしては、コロナ禍で、式典を開催されないとか、言わば記念品だけ配る、こういった辺りにシフトしていったということがございまして、そういった中で事業費がかからなかったというような結果だと考えております。

**委員（三宅文雄君）** ということは、これより前の数字が出ていないから分からないんですけども、平成29年、30年ぐらいが普通という理解でよろしいんですか。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** 普通というのがどういったことになるかが分かりませんが、従来やられていたのは、式典を開催される。各地区の高齢者の方がそこに、会場に集まっていたらお弁当を食べられるとか記念品をもらえるとかということをやられていたわけですが、コロナ禍でその式典部分が割愛されて、記念品をそれぞれの家庭に訪問されてお渡しされるというやり方に変えられているということだと思います。

**委員（三宅文雄君）** 分かりました。よろしいです。

**委員長（多賀信祥君）** 先ほど質問がありました、①のところで、①の敬老会事業補助金の執行状況についてほかに質問があればお願いします。

**委員（荒木謙二君）** 令和3年度から地区割りが7万円から5万円に減額、それから補助対象年齢が75歳から76歳以上になっております。総額的に言いますと令和3年度の予算が約1,400万円というふうなことで、この補助対象年齢というのは今後どのように推移していくと考えられているのかお尋ねをいたします。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** 今お話がございましたとおり、令和3年度におきまして75から76に引き上げております。令和4年度は77、令和5年度は78、令和6年度は79、令和7年度以降で80歳というふうにいたしております。

また、地区割りにつきましても、令和3年度で7万円から5万円に引き下げ、令和4年度では3万円に、令和5年度で1万円、令和6年度以降で廃止というふうに考えております。

**委員（荒木謙二君）** そうなってきますと、人数、これは2025問題というのが、当然そういったことも考慮されて、こういった指針にされると思うんですが、総額の推移ということでいきますと、今、令和3年度が先ほど言いました1,400、それから令和7年度では大体どれぐらいの金額を予想されておられますでしょうか。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** 申し訳ございません。令和7年度は推定しておりませんが、参考に、ちょっとずれますが、令和4年度、今年度の今の交付決定額お知らせをいたします。

こちらは昨年度と同様の16団体が取り組まれておりますが、1,349万8,800円、現在交付決定をいたしております。各地区から今実績報告が出てきておりますので、また実際のところ金額の増減は出てくるかと思いますが、今のところは今の1,349万8,800円ということだと思います。

**委員（荒木謙二君）** もう一点。委託事業から補助事業に変わられております。そういったところで影響ということは今あるのか、また今後どういった影響が予想されるのか、お尋ねをします。

**健康福祉部次長（片井啓介君）** 補助方式に切り替えた令和3年度から、この事業が始ま

る前に、各地区の代表者の方に説明会を行っております。そういった中で、取組方等のご意見をいただくようになっておりますが、今後の課題というところにも書いておりますけれども、今まで主力を担っておられた女性会が各地区、解散が加速しております。地区によっては、こういったところが取組母体になればいいかというようなこともお話を伺ったこともございます。そういったことが、今後、事業の継続といいますか、各地区での取組の中でどのように考えられていくかというところが一番懸念をされるところだと考えております。

**委員（荒木謙二君）**      ありがとうございました。

**委員長（多賀信祥君）**      ①番について、ほかにございませんか。

〈なし〉

**委員長（多賀信祥君）**      それでは続いて、②の敬老祝金執行状況について、先ほど質問がありました、追加でありましたらお願いいたします。

〈なし〉

**委員長（多賀信祥君）**      ③の先ほどありました医療制度の見直しについて、追加で質問があればお願いいたします。

**副委員長（上野安是君）**      案内というか、10月から2割になりますよという案内、お知らせというのは、対象となる方、75歳以上の方には全部に行き渡っておりますか。

**市民生活部次長（藤井清志君）**      今回の制度改正につきましては、広報紙で2回お知らせをしているのと、それから今お手元にあるファイルですね。これは今回9月の下旬に送られた保険証に同封されたチラシなんです。これが全ての被保険者のところに届いております。

**副委員長（上野安是君）**      1枚目のところの一番下に、要はこの場合、見直しに関するお問合せは広域連合または市町村の窓口へというところであります。今日の段階は、数を取ってないかわかりませんが、幾らか連絡が入っているのか、ばんばん来ているのか静かなのか、その辺が分かりますか。

**市民生活部次長（藤井清志君）**      問合せにつきましては、保険証を送った週ぐらいはかなりの件数をいただいておりますが、今はそれほどでも、日にあるかないかぐらいではないかなと、特に数字は取っておりませんけれども、そういう感触です。

**副委員長（上野安是君）**      その中で、ちょっと対応に苦慮するとかというような問合せというのはなかったんですか。もう普通に、制度のことだけ聞かれるのか、それはちょっと私

は困るといった話とか、何かその辺はありますでしょうか。

**市民生活部次長（藤井清志君）** まず、何で私が2割なのというお問合せが一番多かったんですけども、これは所得に応じて決まりますというご説明をさせていただいております。このチラシを見ていただければ大体のところは分かるのかなとは思っておりますけども、チラシをご覧になりましたかねというお尋ねをすると、そんなん見てないわというふうな方もいらっしゃるまして、チラシのほうにも詳しく説明しておるのでよく見といてくださいねというふうな答えをさせていただいております。

**委員（佐藤 豊君）** 医療費の負担が増えるということは前々から発表されていたと思うんですけども、その時点において行政から、いついつから2割負担になりますよと、ある程度の所得の人には2割負担になりますよというような周知というのは、今回、上がる前の段階の中で行政的には取り組んだんでしょうか。今回、保険証を発送したときにそういう封筒の中に入れたとかという周知は、その制度が始まってから周知を図ったのか、国のほうで方向性が定まったこの実施期間の中で行政として周知に取り組まれたのか、そんなことがありましたでしょうか。

**市民生活部次長（藤井清志君）** 周知を図ったということは、市の広報紙へ掲載させていただいたのが、4月に1回、それから7月に保険証の年度更新というのがありまして、そのときに1回、それから今回9月の下旬に保険証が発送されますので、8月の広報だったか、そこら辺りで啓発というか、周知を図ったところですよ。それからあと、お知らせくんで1回したかな。すいません、ちょっと記憶が定かでないんですけども、一応周知としては、そういった節目を捉えて啓発をさせていただいております。

**委員（佐藤 豊君）** 終わります。

〈なし〉

**委員長（多賀信祥君）** 本件については終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願いいたします。

**副市長（猪原慎太郎君）** 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして大変活発な議論をいただいたと思っております。誠にありがとうございました。

今議会を通じましていただいております様々なご意見、ご要望、ご提言につきましては、今後の市政に反映していきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

委員長（多賀信祥君） 執行部の皆さんには大変ご苦勞さまでした。

〈執行部退席〉

所管事務調査事項の高齢者に対する福祉施策について、今後の進め方を委員皆さんにご協議いただきたいと思います。

ご意見を求めます。

委員（佐藤 豊君） 先ほど副市長の答弁で、敬老祝金については、今のところはまだまだ周知も図ろうともしてないというようなことでしたので、それからまた敬老事業についても、今、荒木委員のほうから質問があったような状況で、ある程度理解できたんじゃないかというふうに思いますので、所管事務としてはもう今回で一応終わったらいいというふうに私は思います。

委員長（多賀信祥君） この件について、今回の所管事務調査は一旦終了したらというご意見だったと思います。

〈異議なし〉

委員長（多賀信祥君） 以上で所管事務調査についてを終わります。

その他、こちらからは何もありませんが、委員皆さんから何かありますでしょうか。

〈なし〉

〈議長あいさつ〉

委員長（多賀信祥君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。